

**労働統合型社会的企業としての障害者就労支援事業所における実践モデルの形成**

— 多元的な成果の両立を実現している事業所における実践の特徴探索を通して —

○ 長野大学 塩津博康 (8497)

キーワード：労働統合型社会的企業，就労継続支援事業，実践の形成的評価

**1. 研究目的**

福祉施策下で障害者に就労支援を行う事業所は、他の福祉サービスを提供する事業所とは根本的に異なる。何故ならば、この種の事業所は、確かに障害福祉サービス事業所である一方で、別の側面では、積極的に生産活動を行い利潤を分配する「事業体」でもあり、どちらか片方に割り切ることの不可能な二面性をもった組織だからである。それゆえ、ここでの実践を、主に再分配を前提とした伝統的な福祉実践と同一視するわけにはいかない。この事実に着目し、塩津(2016a)は、障害者就労支援事業所を労働統合型社会的企業(Work Integration Social Enterprise；以下、WISE)とみなすことを提案し、わが国で先進的な実践を行う事業所を取り上げ、WISEとしての障害者就労支援事業所における実践の構成要素として、5領域にわたり9つの特徴を同定している。ただし、この研究結果は、極めてユニークな少数の事例から導かれていることから、直ちに一般化できるものではない。

そこで本研究では、調査対象を拡大し定量的な分析方法を用いて、一般化の可能なWISEとしての障害者就労支援事業所における実践のモデルを提示することを目的とする。

**2. 研究の視点および方法**

## 1) 研究の視点

本研究の目的を、WISEとしての障害者就労支援事業所における実践のモデルを提示すること、としたが、ここで「WISEとしての」の意味するところは、再分配行為としての伝統的な福祉実践だけでなく、生産行為の部分を統合した、二面性を有する実践全体、を含意している。したがって、その実践の帰結であるところの成果の多元性を前提とし、その両立を重視する。すなわち、より操作的な研究の問いは「多元的な成果の両立を実現している事業所に有意な差異のある実践の特徴は何か？」である。本研究は、塩津(2016b)の後続研究であり、塩津(2016b)で言及した「残された課題」に応答するものである。

## 2) 調査の方法

## ① 調査項目(成果及び実践方法の指標)の設定

成果指標には、①(事業所の)月額平均賃金、②(事業所の)週当たり平均労働時間、③実利用人数(雇用契約あり)、④手帳重度者割合、⑤重複障害者の割合、の5つを設定した。実践方法の指標には、主に、塩津(2016a)で明らかにされた5領域を枠組みとして念頭に置きつつ多数設定した。

## ② 調査対象と標本抽出

2014年10月に行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき、厚生労働省に対し情報開示請求を行い、すべてのA型事業所の2013年度月額平均賃金実績リスト

(2131 事業所分)を入手した。そのリストから単純無作為に 1,000 事業所を抽出し本調査の標本とした。

### ③ 調査期間と収集方法

2015 年 2-3 月の間に事業所の住所へ直接郵送の方法により調査票を配布した。回答は、事業所の管理者又はサービス管理責任者に依頼した。

### ④ 回収数と有効回答票

回収数は、304 事業所(回収率 30.4%)であった。このうち、2013 年 4 月以降に A 型事業所の指定を受けているものが、70 事業所含まれていた。以後の分析で、2013 年度の実績値(月額平均賃金額や事業売上など)を指標として用いることなどから、この 70 事業所と指定時期不明の 8 事業所を除く 226 事業所を本研究の分析の対象とすることとした。

### 3) 分析の方法

最初に 5 つの成果指標をより少ない次元に縮約することを目的として主成分分析を行った。主成分分析で抽出された次元は、それぞれ独立(無相関)であるという特徴を持つ。この独立の次元における主成分得点を指標として「成果を両立している」群の基準を設定した上で、この基準を満たす群と満たさない群の 2 群に割り当てた。最後に、実践方法の指標について 2 群間の比較(t 検定、 $\chi^2$  乗検定)を行った。

## 3. 倫理的配慮

塩津(2016b)と同じデータを利用しているが、後続研究として更なる分析が加えられ新しい知見が得られたため、これを報告するものである。したがって、日本社会福祉学会研究倫理指針の「二重投稿・多重投稿」には当たらない。なお、本調査は、日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会の承認(14-0901)を受け、調査は任意で不利益は生じないことを文書で説明し同意を得たことを付け加えておく。

## 4. 研究結果

$\chi^2$  乗検定又は t 検定において、危険率 5%水準で「成果を両立している」群に有意差のある実践方法の指標は、「官公需の有無」「就業規則の形式」「総収入のうち市場から自力で得ている割合」「定員に対する現場職員割合」「利用定員」であることが明らかとなった。

## 5. 考察

WISE としての障害者就労支援事業所における実践において、成果の両立可能性は重要な評価の視点である。本研究で明らかにされた実践方法の各指標は、WISE としての障害者就労支援事業所における実践を識別することを可能にするものであり、一般化の可能な一つの実践モデルである。この領域で適切な実践の規範が形成されることを期待したい。

- ・塩津博康(2016a)「障害者就労支援事業所の社会的企業化—新たな実践動向のモデル化の試み—」『社会福祉学』56(4), 14-25.
- ・塩津博康(2016b)「就労継続支援 A 型事業所における効果的な実践方法の検討—成果と関連性の高い実践の要素は何か—」『社会福祉学』56(4), 105-116.